に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

② 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

③ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑵ 構成員の技術的要件　特定建設工事共同企業体の構成員は、平成29年11月24日において次の条件を満たすものとする。

① 特定ＪＶの代表者は、平成14年度以降に、元請けとして次に掲げる㋐～㋑の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

但し、㋐～㋑は同一工事とする。

㋐ 平成14年度以降に元請けとして完成したダムで、単体または、特定ＪＶの代表者として、堤高60m以上のコンクリートダム（重力式コンクリートダム、アーチ式コンクリートダム、複合ダムの重力式コンクリートダムにおける堤体での実績も含める。ただし、部分的な補修工事の実績は含めない。）の堤体打設工事の施工実績を有すること。

㋑ 自らが設置したコンクリート製造設備により30万㎥以上を製造した工事の実績を有すること。なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

② 特定ＪＶのうち代表者以外の構成員は、平成14年度以降に、元請けとして次に掲げる㋐の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）

㋐ 平成14年度以降に元請けとして完成したダムで、堤高30m以上のコンクリートダム（重力式コンクリートダム、アーチ式コンクリートダム、複合ダムの重力式コンクリートダムにおける堤体での実績も含める。ただし、部分的な補修工事の実績は含めない。）の堤体打設工事の施工実績を有すること。なお、当該実績が地方整備局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が65点未満のもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。

③ 建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

④ 建設業法の土木工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶ 出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷ 代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有するものであって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑸ 特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」を準用するものとする。

８ 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７⑴①の認定（上記７⑴①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記５及び６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、上記７⑴①の認定を受けていない構成員が上記７⑴①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了しない場合は、競争に参加できないことがある。

９ 資格審査結果の通知

「一般競争参加資格確認通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

11 その他

⑴ 特定建設工事共同企業体の名称は、「立野ダム建設（一期）工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵ 当該工事にかかる競争に特定建設工事共同企業体として参加するためには、開札の時において特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加者資格の確認を受けていなければならない。

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達物品の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。

平成 29 年 10 月 25 日

警察庁長官官房会計課理事官　鶴代　隆造

◎調達機関番号　009　◎所在地番号　13

○第 811 号

1 調達内容

⑴ 品目分類番号　15、28

⑵ 購入等物品及び数量

① 多重無線装置（16ＱＡＭ）数量未定

② 多重無線装置（128ＱＡＭ）数量未定

③ 基幹ＩＰ網システム構成機器　数量未定

④ ＩＰＲ形警察移動無線通信システム　数量未定

⑤ 空中線共用器（ＩＰＲ形）数量未定

⑥ 基地局用空中線（指向性形）数量未定

⑦ 基地局用空中線（無指向性形）数量未定

⑧ ＰＳＷ形移動通信システム　数量未定

⑨ ＵＷ形携帯移動通信システム　数量未定

2 意見の提出方法

⑴ 意見の提出期限　平成29年11月24日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵ 提出先　〒100―8974 東京都千代田区霞が関２－１－２　警察庁情報通信局通信施設課施設係　電話03―3581―0141　内線6189

3 仕様書案の交付

⑴ 交付期間　平成29年10月25日から平成29年11月24日まで。

⑵ 交付場所　上記２⑵に同じ。

4 下請けに対する関心表明の方法

⑴ 関心表明書の提出期限　上記２⑴に同じ。

⑵ 提出先　上記２⑵に同じ。

5 Summary

⑴ Classification of the products to be procured : 15, 28

⑵ Nature and quantity of the products to be purchased :

① Multiplex Radio Communications Equipment (16 QAM), Quantity is undecided

② Multiplex Radio Communications Equipment (128 QAM), Quantity is undecided

③ Components of core IP network system, Quantity is undecided

④ Integrated Police Radio Mobile Communication System, Quantity is undecided

⑤ Antenna Duplexer (Type IPR), Quantity is undecided

⑥ Base Station Antenna (Type Directional), Quantity is undecided

⑦ Base Station Antenna (Type Omnidirectional), Quantity is undecided